

# 「安全安心なドローン基盤技術開発」に係る公募要領

研究開発項目① 委託事業  
研究開発項目② 助成事業

2020年1月27日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

## 「安全安心なドローン基盤技術開発」に係る公募について

(2020年1月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度に「安全安心なドローン基盤技術開発」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、2019年度の政府補正予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

### 1. 件名

「安全安心なドローン基盤技術開発」

### 2. 事業概要

#### (1) 背景

ドローンは、「空の産業革命」とも言われる新たな可能性を有する技術であり、既に農薬散布、空撮、測量、インフラの点検等の場で広く活用されはじめています。既存の手段では困難であった、迅速で場所を選ばない物の輸送や、空からの画期的な映像取得等が可能となるため、人手不足や少子高齢化といった社会課題の解決や、新たな付加価値の創造を実現する産業ツールとして期待されています。さらに災害時においては、車や人が進入しにくい地域などでも、広範囲を短時間で巡回するドローンからの映像によって、素早く正確な情報に基づいた被災状況調査が可能となり、よりの確な判断をする事が可能となり、加えて、火災時には、赤外線技術を用いた空撮によって、火災発生地点の所在や被災者の有無を特定することが可能となります。このようにより迅速で正確な災害や火災への対応にも、ドローンの更なる用途拡大が期待されています。

このような中、政府では「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（2019年12月5日閣議決定）」において、災害が激甚化する中で国民の安全・安心を確保するため国土強靱化の推進やSociety5.0を実現する具体的な政策として、「災害対応等の用途拡大に向けたドローンの基盤技術開発」や「社会課題の解決に資する先端技術の社会実装・普及」を掲げています。

また、サイバーセキュリティ戦略（2018年7月27日閣議決定）においては、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、国民・社会を守るための取組の一つとして、ドローンについては、「サイバー攻撃による不正操作によって、人命に影響を及ぼす恐れがあるため、かかる事態が生じないよう対策の推進」が掲げられており、多様な主体が連携して、多層的なサイバーセキュリティを確保することが求められています。

#### (2) 目的

本事業は、災害対応、インフラ点検、監視・捜索等の政府調達をはじめとする分野でのドローンの利活用拡大に資するため、安全性や信頼性を確保しつつ、ドローンの標準機体設計・開発やフライトコントローラーの標準基盤設計・開発を行い、ドローン機体等の量産化に向けた取組を支援することで、我が国のドローン産業の競争力を強化すると共に、関連するビジネスエコシステムの醸成を目指します。

#### (3) 事業内容

本事業では、委託事業として、政府調達向けを想定した高い飛行性能・操縦性、セキュリティを実現するドローンの標準機体設計・開発及びフライトコントローラー標準基盤設計・開発を実施します。なお、性能検証のために関係省庁等と連携し、試作機を用いてエラー情報などのフィードバックを踏まえて性能をブラッシュアップしていく、アジャイル開発を前提とします。

また、助成事業として、研究・開発される標準仕様に合致する機体、並びに主要部品の量産・供給・保守の体制構築及び継続的な性能・機能をブラッシュアップする体制の構築を支援します。

・研究開発項目①「政府調達向けを想定したドローンの標準機体設計・開発及びフライトコントローラー標準基盤設計開発」【委託事業】

1. ドローンの標準機体設計・開発
2. フライトコントローラー標準基盤設計・開発
3. 高いセキュリティを実現する技術開発・実装

・研究開発項目②「ドローンの主要部品設計・開発支援並びに量産等体制構築支援」【助成事業】

1. より高性能を実現する主要部品設計・開発支援
2. 量産等体制構築支援

なお、事業内容の詳細については2020年度実施方針（以下、実施方針）の「3. 1 本事業の開発対象」、「3. 2 事業目標」、及び「4. 事業内容」を熟読の上、実施内容、目標設定を明確にした提案書を提出してください。

(4) 事業期間

NEDOが指定する日から2021年2月末まで

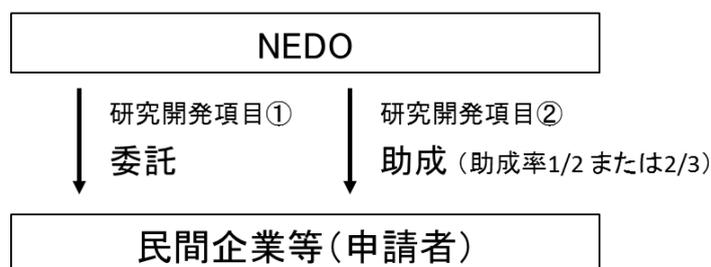
(5) 事業規模

委託事業（研究開発項目①）：原則968百万円以内

助成事業（研究開発項目②）：原則600百万円以内

（※なお、委託事業と助成事業の予算の配分については、審査・採択の過程において変動する可能性があります。）

(6) 事業スキーム図



(7) 交付規程（研究開発項目②）

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

### 3. 応募要件

本事業は実施方針の条件を達成し、本事業終了後、早期な政府調達等の市場参入が実現できる企業を要件とします。従って、参加企業が相互に補完・連携して一体的な開発成果を生み出せるよう、事業推進の過程から研究開発項目①と研究開発項目②とで密に連携を図る必要があるため、部分提案（どちらかの研究開発項目に関するみの提案）は認めず、全体提案のみを受け付けます。

また、参加企業に対しては、以下を前提とします。

- ・ 自ら開発したフライトコントローラー及び機体が「空の産業革命に向けたロードマップ2019」で定めるレベル3飛行を実現した経験があること。
- ・ 国内に主たる研究開発拠点を有すること。

- 助成事業部分については、事業終了後に、収益納付（金額と生産台数、販売台数）の報告をすること。
- ドローン実機による試験・検証においては、保険に加入すること。
- 委託・助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

なお、委託事業（研究開発項目①）と助成事業（研究開発項目②）で応募要件が一部異なるため、それぞれ以下を参照してください。

### 3-1. 委託事業（研究開発項目①）について

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

### 3-2. 助成事業（研究開発項目②）について

#### (1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する企業等とします。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める実施方針を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 本邦の企業等で日本国内に研究拠点を有していること。ただし、当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、

管理する能力を有すること。

(2) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(3) 補助率及び助成金の額

企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成する。

・大企業\*：1/2 助成

・中堅・中小・ベンチャー企業：2/3 助成

\*大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業

\*中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの(注1)をいいます。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条第三号に規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

#### 4. 提案書の作成について

委託・助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- 委託・助成事業が、別紙の実施方針に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- 委託・助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。(提案書の別添1-2「研究開発成果の事業化計画書」及び添付資料2-2「企業化計画書」中に記載してください。)
- 委託・助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料2-1「助成事業実施計画書」の「1. (1)③事業による効果」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)

※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項(背景、数値等)

なお、提案作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・開発機体について、本事業終了後早期に、政府調達をはじめとする市場導入を可能とすること
- ・開発機体について、安心安全な品質保証を担保すること
- ・開発機体及び主要部品について、迅速なアフターケア体制を確保すること
- ・開発した機体の操作マニュアル及び教育カリキュラムを整備すること
- ・今までの販売台数実績を提示した上で、市場導入以降の販売想定価格及びコスト見積り等の事業展開計画を策定・提示すること(提案書の別添1-2「研究開発成果の事業化計画書」及び添付資料2-2「企業化計画書」中に記載してください)

- 市場導入後、原則収益納付期間以上事業を継続し、政府調達等への対応を可能とすること

## 5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書及び交付申請書をそれぞれ11部（正1部、副10部）作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：2020年1月27日（月）から2020年2月27日（木））

### (1) 提出期限：2020年2月27日（木）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

### (2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 担当 田邊、林 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『安全安心なドローン基盤技術開発』に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談すること。

## 6. 応募方法

委託事業（研究開発項目①）と助成事業（研究開発項目②）とで応募方法が一部異なります。本事業では全体提案を求めますので、以下をご参照頂き、それぞれの提案書を作成の上、応募頂きますようお願いいたします。

### 6-1. 委託事業（研究開発項目①）について

#### (1) 提案書の作成に当たって

- 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1-1を御参照ください。別添1-2に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- 提案書は日本語で作成してください。
- 提案書の提出部数は、11部（正1部、副10部）です。

#### (2) 提案書に添付する書類

- 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- 会社案内（会社経歴、事業部、研究所、資本構成等の組織等に関する説明書）1部  
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1部
- NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部（正1部）

- ・ 研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添1-3を参照ください）
- ・ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添1-4を参照ください）
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添1-5を参照ください）。
- ・ e-Rad 応募内容提案書（詳細は5-3. (2)を参照ください）。
- ・ 別添 1-6 受理票 1 部
- ・ 自ら開発したフライトコントローラー及び機体が「空の産業革命に向けたロードマップ2019」で定めるレベル3飛行を実現した際に、国土交通省から発行された許可承認書及び飛行報告書の写しをそれぞれ1部

## 6-2. 助成事業（研究開発項目②）について

### (1) 提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、提案書（様式 2-1 及び添付資料 2-1～4）1 式（正 1 部及びその写し 10 部）及び受理票 1 部を提出してください。

### (2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。ただし、委託事業（研究開発項目①）に応募する者は、会社案内、事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。  
会社案内（会社経歴、事業部、研究所、資本構成等の組織に関する説明書）1 部  
（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）  
直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1 部
- ・ チェックリストである申請時提出書類の確認（別添 2-4）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。

## 6-3. 共通部分について

### (1) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- ・ 応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受領した際には提案書類受領を提案者にお渡ししますので、あらかじめ受領票（例 1）に会社名等ご記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

### (2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

### (3) 提案書及び記入上の注意事項は、NEDO ウェブサイト<<https://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

## 7. 秘密の保持

- NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料 2-4」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書 (CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 8. 委託・助成先の選定

### (1) 審査の方法について

- 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業者を決定します。
- 契約・助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- 委託・助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が実施方針の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. 委託事業に対しては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・

バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

#### viii. 総合評価

なお、採択審査における v.応募者の能力、vi.事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託・助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、委託事業については、若手研究者(40歳以下)や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

#### b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託・助成予定先を選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 開発・事業等の目標が NEDO の意図と合致していること。
  2. 開発・事業等の方法、内容等が優れていること。
  3. 開発・事業等の経済性が優れていること。
- ii. 委託・交付予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野の開発や事業実施等に関する実績を有すること。
  2. 当該開発・事業等を行う体制が整っていること。  
(再委託予定先等を含む。)
  3. 当該開発・事業等に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 当該開発・事業等に必要な研究者等を有していること。
  6. 委託・助成事業の管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託・助成予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 各開発等の分担及び委託・助成金額の適正化に関すること。
2. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
3. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

#### (3) 委託・交付先の公表及び通知

##### a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

##### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

##### c. 附帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等)を付す場合があります。

#### (4) スケジュール

##### 2020年

- 1月27日： 公募開始
- 1月31日： 公募説明会（会場：NEDO分室 第2会議室）
- 2月27日： 公募締め切り
- 4月上旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 4月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 5月上旬（予定）： 委託・助成先決定、公表

## 9. 留意事項

委託事業（研究開発項目①）と助成事業（研究開発項目②）とで留意事項が一部異なるため、それぞれ以下を参照してください。

### 9-1. 委託事業（研究開発項目①）について

#### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

##### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

#### (2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

#### (3) 研究開発計画の見直しや中止

研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

#### (4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 1-2）を変更し提出していただきます。

#### (5) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

NEDOが指名・委嘱するPL等（プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー）の候補となる研究開発責任者候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添 1-3 を御覧ください。

#### (6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。詳細は別添 1-4 を御覧ください。

(7) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(8) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添 1-7 を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(9) データマネジメント

・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データがある場合/委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添 1-8 を御覧ください。

(10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 1-9 のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(11) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(12) 研究開発資産の帰属・処分について

① 資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。（約款第 20 条第 1 項）

\*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

## 9-2. 助成事業（研究開発項目②）について

(1) 研究開発計画の変更について

研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、事業終了後

5年後分までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 助成金交付申請書

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択に当たっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(7) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(8) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

### 9-3. 共通部分について

(1) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 1-5, 2-2 を御覧ください。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(2) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、業務委託契約約款第 5 章第 2 節第 26 条第 2 項並びに交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。

- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

**【発表又は公開する場合の記載例】**

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

**【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】**

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(3) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本委託・助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に分けて計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

**【参考】2010年6月19日総合科学技術会議**

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。  
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(6) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規の採択・交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、採択・交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書・交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等に

より当機構に報告することになります。

(7) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDO と契約を締結する大学組織又は NEDO が交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(8) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時において、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、委託事業において契約の全部又は一部を解除、助成事業において交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukan\\_ri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukan_ri03.pdf)

#### (9) 中小企業技術革新制度（S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」において、「特定補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。

詳細については、次のホームページをご参照ください。

<<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/subsidy/index.html>>

また、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、採択テーマ等）については、研究開発成果の事業化支援のため、S B I R特設サイト（※）に原則掲載されることとなります。

（※）S B I R特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を掲載し、事業化支援を行っています。

<<https://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>>

## 10. 説明会の開催

当該事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類一式の記載方法等の説明会を次のとおり実施いたしますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席を希望される方は、1月31日（金）正午までにNEDOホームページの本公募ページから事前登録をお願いします。

日時： 2020年1月31日（金）15時00分～16時30分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDO 分室 第2会議室  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル 12階  
アクセスマップ <https://www.nedo.go.jp/content/100867667.pdf>

## 11. 問い合わせ先

本事業の内容及び応募に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、1月31日から2月7日の間に限り下記宛にFAX、メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 田邊、林（担当者名）

FAX：044-520-5243

## 12. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7.NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

## 関連資料

2020 年度実施方針

応募書類等

- ・ 委託事業（研究開発項目①）について
    - （別添 1-1）提案書の様式
    - （別添 1-2）研究開発成果の事業化計画書
    - （別添 1-3）研究開発責任者及び主要研究員研究経歴書の記入について
    - （別添 1-4）ワークライフバランス等推進企業に関する認定等の状況について
    - （別添 1-5）NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
    - （別添 1-6）提案書類受理票
    - （別添 1-7）NEDO プロジェクトにおける知的マネジメント基本方針
    - （別添 1-8）NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針
    - （別添 1-9）契約に係る情報の公表について
  - ・ 助成事業（研究開発項目②）について
    - （様式 2-1）申請書
    - （添付資料 2-1）助成事業実施計画書
    - （添付資料 2-2）企業化計画書
    - （添付資料 2-3）事業成果の広報活動について
    - （添付資料 2-4）非公開とする申請内容
    - （別添 2-1）主任研究者研究経歴書
    - （別添 2-2）NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（企業のみ）
    - （別添 2-3）利害関係の確認について
    - （別添 2-4）申請時提出書類の確認
    - （別添 2-5）申請書類受理票
- （参考資料）追跡調査・評価の概要